

⇨ 団体定期保険に加入した場合

Q : 従業員を被保険者、会社を保険契約者、従業員の遺族を保険金受取人とする掛け捨ての団体生命保険契約に加入した場合、支払った保険料は、損金の額に算入することができるのでしょうか？

A : 従業員全員に一律に掛ける保険について支払った保険料であれば、損金の額に算入することができます。

【解説】

定期保険とは、一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、保険事故が発生しない場合には保険料は掛け捨てとなる満期保険金のない生命保険をいいます。

会社がこのような保険に加入するのは、従業員について万が一保険事故が発生した場合に支払うことになるであろう従業員の退職金や見舞金に充てるためと考えられます。したがって、支払った保険料は業務遂行上必要な費用に該当し、損金の額に算入することができます。

一方、従業員側でも、実際に保険事故が発生するまでは、会社が保険料を支払ったことによる経済的利益は生じませんので、給与として課税することはしない取扱いとなっています。

ただし、役員や特定の使用人のみを被保険者としている場合には、支払った保険料相当額は、その役員や特定の使用人に対する給与として課税されますので、ご注意ください。

